

保 護 者 の 皆 様 へ

令 和 3 年 5 月 1 0 日

大 阪 市 教 育 委 員 会

今後の学校における対応について

保護者の皆様におかれましては、平素より本市の教育活動にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続き、今般、令和3年5月11日までを実施期間として行われた「緊急事態宣言」について、令和3年5月7日に政府から実施期間を令和3年5月31日（月曜日）まで延長するとされました。

つきましては、本市としましても、徹底した感染症防止対策を講じるとともに、児童の健やかな学びの保障や心身への影響の観点等を踏まえ、引き続き、次のとおり教育活動を行ってまいりたいと考えていますので、ご理解・ご協力をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

また、学校以外での日常生活についても各自が感染防御対策を取り、家庭内感染を防ぐなど今後の更なる感染拡大を少しでも予防し、子どもたちの学びの活動を止めないためにも、引き続き保護者の皆様とお子様の感染予防について別添の「新型コロナウイルス感染症の予防について（お願ひ）」に基づき、ご対応いただきますようよろしくお願ひいたします。なお、新型コロナウイルスに係る対応については、今後変更が生じる場合がありますので、ご承知おきください。

記

○緊急事態宣言の期間中における児童の学習活動について

- ・ 1、2時限目の時間は、家庭にて、ICTを活用した学習やプリント学習を行います。
- ・ 家庭における学習終了後は10時30分までに登校し、3時限目は健康状態の確認と家庭で学習した内容を深める指導などを行います。
- ・ 4時限目の時間は、通常の授業を行います（時間割は各担任からご連絡します）。
- ・ 4時限目終了後は、給食を喫食し、13時45分頃から下校します。
- ・ 5、6時限目の時間は、家庭にて、ICTを活用した学習やプリント学習を行います。

※1年生の家庭学習については、プリント学習等を中心に行います。

※ご家庭におけるインターネットへの接続等について、ご協力をお願ひいたします。なお、家庭学習については、ご家庭の端末を活用していただいても構いません。

※ご家庭におけるインターネットの環境が整っていない場合は、学校に相談してください。

※学校において1、2時限目や5、6時限目に児童の預かりをすることができますので、ご家庭の状況により、預かりを希望される場合は学校までご連絡ください。学校において家庭学習と同様の内容の学習を行います。

※児童いきいき放課後事業へ参加する児童は、給食後に下校せず、14時30分からのいきいき活動開始までは学校で学習を行います。

追記：大阪市教育委員会からの「お知らせ」は以上のようになります。

南住吉小学校といたしましては4月30日から5月11日までの5日間に実施をお願いしていました【1・2時間目（自宅）、3・4時間目・給食（学校）、5・6時間目（自宅）】を現時点では11日以降も継続させていただきます。なお、今後の対応で変更が生じる可能性がありますので、学校からのお知らせにご留意ください。